



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年3月26日金曜日 第1544号

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（三瓶町）.....	281
字の区域の変更（"）.....	281
字の新設（大洲市）.....	282
字の廃止（津島町）.....	282
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	283
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要（2件）.....	287
賃金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任.....	289
土地改良区の定款変更の認可.....	289
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	289
村営土地改良事業の施行の同意.....	290
町営土地改良事業の換地処分（2件）.....	290
公有水面埋立免許（4件）.....	290
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	293
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	294
道路の供用開始（"）.....	294
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	294
道路の区域変更（県道上分三島線）.....	294
道路の供用開始（一般国道319号外）.....	295
道路の区域変更（県道川之江大豊線外）.....	295
道路の供用開始（"）.....	295
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	296
道路の供用開始（県道和気衣山線）.....	296
道路の区域変更（県道大平砥部線）.....	296
道路の供用開始（"）.....	297
道路の区域変更（一般国道440号）.....	297
道路の供用開始（"）.....	297
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	297
道路の供用開始（"）.....	297
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	298
道路の供用開始（"）.....	298
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	298
道路の供用開始（"）.....	298
道路の区域変更（県道串内子線）.....	299
道路の供用開始（"）.....	299
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	299
道路の供用開始（"）.....	299
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	300
道路の供用開始（"）.....	300
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	300
道路の供用開始（"）.....	300
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	300
道路の供用開始（"）.....	301
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	301
道路の供用開始（"）.....	301
道路の区域変更（県道大瀬川中線）.....	301
道路の供用開始（"）.....	302
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	302
道路の供用開始（"）.....	302

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	302
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	302
道路の供用開始（"）.....	303
道路の区域変更（県道山鳥坂名荷谷線）.....	303
道路の供用開始（"）.....	303
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	303
道路の供用開始（"）.....	304
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	304
道路の供用開始（一般国道441号）.....	304
道路の区域変更（一般国道441号）.....	304
道路の区域変更（県道肱川公園線外）.....	304
道路の供用開始（"）.....	305
道路の区域変更（県道日向谷高野子線）.....	305
道路の区域変更（県道蔭淵下波線）.....	305
道路の供用開始（"）.....	305
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	306
土地区画整理事業の換地処分.....	306
開発行為に関する工事の完了.....	306
都市計画事業の事業計画の変更.....	306
道路の位置の指定.....	307

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	307
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等.....	307

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	308
愛媛県報の購買申込み受付について.....	310

## 告 示

### ○愛媛県告示第579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、三瓶町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は三瓶町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
三瓶町大字安土字栄濱534の2及び534の3並びに大字朝立字日吉崎7の300の1、7の300の2、7の301の2、7の301の3及び7の301の5の地先	711.16

### ○愛媛県告示第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三瓶町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地	
		区 域	面 積 (平方メートル)
大字朝立	字日吉崎	三瓶町大字安土字栄濱534の2及び534の3並びに大字朝立字日吉崎7の300の1、7の300の2、7の301の2、7の301の3及び7の301の5の地先公有水面埋立地	421.39
大字安土	字栄濱	三瓶町大字安土字栄濱534の2の地先公有水面埋立地	289.77

○愛媛県告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大洲市長から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称		左記の区域に該当する区域		摘 要
		字 名	地 番	
東若宮	若宮	字ミツコシ	1540の1、1540の4、1544の1、1545の1、1545の5、1546の1、1546の4、1547の1、1548の1、1549の1、1550の1、1551の1、1552の1、1553の1、1554の1、1555の1、1556の1、1557の1、1557の4、1557の5、1558の1、1559の1、1560の1、1561の1、1562の1、1563の1、1564の1、1565の1、1566の1、1567の1、1568の1、1569の1及び1626の2	これに伴う道路、水路等を含む。
		字キタカハラサキ	1570の1、1571の1、1571の3、1571の5、1571の8から1571の13まで、1572の3、1573の2、1573の6、1575の1から1575の3まで、1576の1から1576の3まで、1577の2、1577の5、1578、1579の1、1579の5、1580の1、1580の4、1581の1、1581の4、1581の5、1582の1、1582の4、1582の5、1583の1、1583の4、1584の1、1584の4、1584の6、1585の1、1585の4、1586の1、1586の4、1587の1、1587の2、1588の1、1588の2、1589の1、1589の2、1590の1から1590の3まで、1591の1、1591の2、1591の5、1592の1、1592の2、1592の5、1593の1、1593の2、1593の5、1594の1、1594の4、1595の1、1595の4、1596の1、1596の4、1597の1、1597の4、1597の5、1598の1、1598の4、1599の1、1599の4、1599の5、1600の1、1600の3、1600の4、1601の1、1601の3、1601の4、1602の1、1602の3、1602の4、1603、1604、1605の1、1606の1、1607の1、1608の1及び1609の1	
	字キタミゾコシ	1545の4、1610の1、1610の2、1611の1、1611の2、1612から1616まで、1617の1から1617の4まで、1618から1625まで、1626の1、1627から1636まで、1637の1及び1637の2		
	字ミナミシブク	1638の1、1638の2、1639、1640、1641の1、1642の1、1643の1、1644の1、1644の2、1646の1		

サ	、1646の2、1647の1、1647の2、1648の1、1648の2、1651、1652の1、1652の2、1652の4、1652の5、1653の1から1653の3まで、1653の15、1653の16、1654の2、1654の6、1656の1、1657の1、1657の4、1658の1、1659の1、1659の3、1659の4、1660の1、1661の1、1662の1、1663の1、1663の2、1664の1、1665、1666の1、1666の2、1667の1、1667の2、1667の13、1667の14、1667の17、1670の2、1671の2、1672の1、1673の1、1674の1、1675の1から1675の3まで、1675の6及び1675の7
東大洲	1064から1066まで、1067の1から1067の5まで、1068、1069、1070の1、1070の2、1071から1077まで、1078の1から1078の5まで、1079から1081まで、1082の1から1082の4まで、1083、1084の1、1084の2、1085の1、1085の4、1117の3、1117の5、1118の3、1118の5、1119の4、1119の6、1119の8、3122の2、3123の2、3124の2、3125及び3126

○愛媛県告示第582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津島町長から次の区域内の小字を全部廃止する旨の届出があった。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

字 名	地 番	摘 要
大字下畑地	字鴨田 甲1536の2、甲1536の4、甲1546から甲1549まで、甲1550の1、甲1557の2、甲1558の1、甲1559、甲1560の1、甲1560の2、甲1561、甲1562の1、甲1562の2、甲1563の1、甲1565の1、甲1566、甲1567の1、甲1568の1、甲1569の1、甲1570、甲1571、甲1572の1、甲1573、甲1574の1、甲1574の2、甲1575、甲1576、甲1577の1、甲1578、甲1579、甲1593の2、甲1617、甲1618の1、甲1618の2、甲1619の1、甲1619の2、甲1620、甲1621の1及び甲1622の1	これに伴う道路、水路等を含む。
	字中ヤブ 甲1615の2	
	字カモ田 甲1616	
	字竹ノ鼻 甲1623から甲1625まで、甲1633の1、甲1634の1及び甲1635の1	
	字竹ノ八ナ 甲1636の1、甲1637の1、甲1638の1、甲1639の1及び甲1640の1	
	字小畑 乙367の4、乙368から乙374まで、乙382から乙399まで、乙400の2及び乙401	
	字森 乙427、乙428の2、乙429の3、乙430の1、乙431から乙433まで、乙437の2、乙448、乙450の2、乙450の3、乙451の1、乙457の1、乙458の2、乙459の1、乙460の1、乙461の1、乙462の1、乙463の1、乙464から乙466まで、乙467の1、乙468の1、乙472の1、乙473の1、乙474、乙475の1、乙476の1、乙477の1、乙489、乙490の2、乙491、乙492、乙493の1及び乙493の2	

字上ノ谷	乙547の1、乙548の1、乙549の1、乙550、乙551、乙552の1、乙553の1、乙559の3、乙564から乙567まで及び乙569
字大門	乙624、乙625、乙626の1、乙626の2、乙627、乙628の1、乙628の2、乙629から乙634まで、乙637、乙660の2、乙661、乙662及び乙663の2
字神中	乙722の1、乙723の1、乙724の4、乙725、乙780の2、乙781の2、乙781の3、乙782の2、乙783の2、乙784の2、乙804の4、乙805の2、乙806の4、乙807の1、乙808の1、乙809の1、乙810の1、乙811の1、乙811の2、乙812から乙818まで、乙819の2、乙820の1、乙822の1、乙823、乙824の1、乙827の1、乙828の1、乙829及び乙830
字イノ谷	乙844、乙845、乙848の2、乙849、乙853、乙854、乙856、乙867から乙870まで、乙871の1、乙871の2、乙872から乙874まで、乙875の2、乙876の2、乙877、乙878の1、乙878の2、乙879及び乙880の3
字ハヤマ	乙903、乙904、乙906、乙942の2、乙943の3、乙947、乙948、乙949の2の3、乙950、乙957の3、乙957の4、乙958、乙959、乙960の1、乙960の2、乙961、乙972の3及び乙978
字小カンド	乙1082、乙1087及び乙1094
字小カント	乙1085、乙1086の1及び庚223の2

○愛媛県告示第583号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学工業株式会社  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
代表取締役 米倉弘昌
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項

(1) 除鉄フィルター Z - 502 D

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第24号 イろ過施設
特定施設の能力	1日当たり110ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～7 最大 6～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 26 最大 40
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10,800 最大 16,200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6,140 最大 3,913
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 11.4 最大 23.0	

(2) 回収液フィルター Z - 105

特定施設の種類	政令別表第1第24号 イろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5～7 最大 5～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.2 最大 13.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6,600 最大 18,400
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 31,579 最大 19,737
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3.8 最大 7.6
----------------------------	------------------

(3) プロセスドレイン分離施設 D - 202

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり15,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 12	

(4) 放散塔リフラックスドラム D - 203

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,600ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 72 最大 108	

(5) 乾燥機廃ガス洗浄施設 F - 6

特定施設の種 類	政令別表第1第24号 二廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり48,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 134
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 797 最大 1,929
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31.0 最大 32.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 480 最大 550	

4 汚水等の処理施設に関する事項

活性汚泥処理施設（既設）

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和・凝集沈殿・散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～9 最大 2～10	通常 7～8 最大 8.7
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 733.7 最大 1,043.0	通常 159.0 最大 200.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 429.6 最大 939.0	通常 34.7 最大 70.0
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000	通常 200.0 最大 250.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 38	通常 5 最大 8
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 （単位 立方メートル）	通常 19,499 最大 24,000	通常 19,499 最大 24,000	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5～8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 17.57 最大 35.00
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 29.82 最大 69.0
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 24.0 最大 30.0

りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 249,055 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5～8.8 最大 8.8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 （単位 立方メートル）	通常 17,174 最大 33,000	

○愛媛県告示第584号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
有限会社レスパスコーポレーション  
伊予郡砥部町拾町20番地  
代表取締役 宮内 政三
- 工場・事業場の名称及び所在地  
見奈良天然温泉『利楽』  
温泉郡重信町大字見奈良寿之木1135番地
- 特定施設に関する事項

(1) 入浴施設

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号の2 八入浴施設
特 定 施 設 の 能 力	野天風呂：浴槽容量1.19立方メートル×2基
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後7ヶ月
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	洗 い 水	抜 き 水
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 3 最大 4
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 0.3 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.6 最大 0.8	通常 0.1 最大 0.2	

(2) 入浴施設

特定施設の種 類	政令別表第1第66号の2 八入浴施設		
特定施設の能 力	ユニットバス：浴槽容量 3.68立方メートル×15基 1.57立方メートル×6基 1.46立方メートル×2基		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後7ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	洗 い 水	抜 き 水
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 3 最大 4

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5	通常 2
	最大 10	最大 3
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2	通常 0.3
	最大 3	最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7.4 最大 9.2	通常 2.9 最大 4.3

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後7ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	生物処理+物理処理		
処理施設の型 式	合併処理浄化槽		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 16.6メートル 横 14.0メートル 高さ 6.55メートル 縦 4.3メートル 横 3.1メートル 高さ 3.85メートル 縦 4.3メートル 横 5メートル 高さ 3.85メートル		
処理施設の能 力	1日当たり280立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	接触ばっき+三次処理脱窒脱磷方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 180	通常 5 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 10 最大 15
	全磷(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 220 最大 280	通常 220 最大 280	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 8
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 293 最大 535

○愛媛県告示第585号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学工業株式会社  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
代表取締役 米倉弘昌
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、二、ホ、第27号イ、ロ、ハ、ヌ、ル、第32号イ、ロ、二、第33号ロ、ハ、ヌ、第35号イ、ロ、ハ、第37号イ、ロ、ハ、二、ホ、ヌ、ヨ、タ、第46号イ、ロ、二、第71の4号及び第74号
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用方法の変更及び汚水等の処理の方法等の変更
- 特定施設に関する事項  
(1) 化成肥料プラント  
・造粒廃ガス水洗塔 F-11

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.5 最大 2~9	通常 3~8 最大 2~9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 150	通常 4 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,270 最大 1,400	通常 1,527 最大 1,700

- ・造粒廃ガスベンチュリースクラバー F-2
- ・造粒廃ガスミストセパレーター F-9

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.5 最大 2~9	通常 3~8 最大 2~9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 150	通常 4 最大 15

(2) アクリル酸プラント

- ・封水セパレーターNo.1

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5 最大 3~5	通常 6~7 最大 5~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 67	通常 1,298 最大 1,579
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 115 最大 120	通常 58.1 最大 72.1

- ・溶剤回収塔

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.1 最大 1~3	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,700 最大 11,000	通常 20,700 最大 20,700
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 10	通常 4 最大 4
		通常 312 最大 370	通常 162 最大 203

- ・コンデンサー (1-1, 2)

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 312 最大 350	通常 319 最大 350

・コンデンサー (2)

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~5 最大 3~5	通常 6~7 最大 5~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 45	通常 33 最大 50
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 160 最大 175	通常 0 最大 175

・ガス洗浄塔

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -	通常 6~7 最大 5~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 23,106 最大 25,554
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0 最大 0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 - 最大 -

(3) 活性汚泥処理施設

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 159.6 最大 200.0	通常 159.0 最大 200.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 37.6 最大 70.0	通常 34.7 最大 70.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 19,422 最大 24,000	通常 19,499 最大 24,000

6 汚水等の処理施設に関する事項  
活性汚泥処理施設

	項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 736.4 最大 1043.0	通常 159.6 最大 200.0	通常 733.7 最大 1043.0	通常 159.0 最大 200.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 429.8 最大 939.0	通常 37.6 最大 70.0	通常 429.6 最大 939.0	通常 34.7 最大 70.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 19,422 最大 24,000	通常 19,422 最大 24,000	通常 19,499 最大 24,000	通常 19,499 最大 24,000

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.7 最大 8.7	通常 5.5~8.7 最大 8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 17.57 最大 35.0	通常 17.57 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 29.82 最大 69.0	通常 29.82 最大 69.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24.0 最大 30.0	通常 24.0 最大 30.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 2.0	通常 0.6 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 248,978 最大 327,000	通常 249,055 最大 327,000

(2) 東総合排水口

変更なし

○愛媛県告示第586号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
有限会社レスパスコーポレーション  
伊予郡砥部町拾町20番地  
代表取締役 宮内 政三
- 工場・事業場の名称及び所在地

見奈良天然温泉『利楽』  
温泉郡重信町大字見奈良寿之木1135番地

3 特定施設に関する事項

3 特定施設の種類の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66の2号（八）、第66の5及び第72号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の汚染状態及び量

5 特定施設に関する事項

厨房施設

	変更前	変更後
特定施設の主要寸法	延床面積 567.54平方メートル	延床面積 1,038.64平方メートル
原材料の種類及び1日当たりの使用量	食料品450キログラム	食料品470キログラム
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 58.0 最大 73.0	通常 22.0 最大 28.0

入浴施設（内湯、野天風呂）

	洗い水		抜き水	
	変更前	変更後	変更前	変更後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 38.5 最大 52.0	通常 65.0 最大 87.0	通常 56.5 最大 122.5	通常 61.0 最大 236.0

入浴施設（家族風呂）

	洗い水		抜き水	
	変更前	変更後	変更前	変更後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.5 最大 3.0	通常 26.0 最大 38.0	通常 3.5 最大 7.5	通常 9.0 最大 14.5

浄化槽

	変更前	変更後
特定施設の主要寸法	縦16.6メートル 横14.0メートル 高さ6.55メートル	縦16.6メートル 横14.0メートル 高さ6.55メートル 縦4.3メートル 横3.1メートル 高さ3.85メートル 縦4.3メートル 横5メートル 高さ3.85メートル
特定施設の能力	1日当たり230立方メートル	1日当たり280立方メートル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 180 最大 230	通常 220 最大 280

6 汚水等の処理施設に関する事項

浄化槽

	変更前	変更後
処理施設の主要寸法	縦16.6メートル 横14.0メートル 高さ6.55メートル	縦16.6メートル 横14.0メートル 高さ6.55メートル 縦4.3メートル 横3.1メートル

			高さ3.85メートル 縦4.3メートル 横5メートル 高さ3.85メートル	
処理施設の能力	1日当たり230立方メートル		1日当たり280立方メートル	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	処理前	処理後	処理前	処理後
	通常 180 最大 230	通常 180 最大 230	通常 220 最大 280	通常 220 最大 280

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.8 最大 1.3
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 240 最大 360	通常 293 最大 535

○愛媛県告示第587号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定に基づき、次のとおり内閣総理大臣が指定する団体（以下「指定団体」という。）に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社団法人全国貸金業協会連合会

(2) 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目7番13号

2 指定団体に研修事務を行わせることとした日

平成16年3月18日

○愛媛県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市古川土地改良区の変更を認可した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、松山市から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・尾股地区）の計画の変更に平成16年3月12日同意した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、松山市から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・尾股地区）の計画の変更に平成16年3月12日

同意した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（単独補助土地改良事業（かんがい排水）・黒藤川下地区）の施行に平成16年3月12日同意した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第592号

平成16年3月19日津島町営単独土地改良事業鴨田地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第593号

平成16年3月19日津島町営基盤整備促進事業上横上地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第594号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年3月26日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番145、同甲1030番144及び同町大字黒田617番89の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和52年1月31日付け愛媛県指令45港第461号で竣工認可された埋立地と公有水面の境界線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和39年4月10日付け愛媛知指令38港第867号で認可された埋立地と公有水面との境界線並びに④の地点と①の地

点を結ぶ昭和56年1月20日付け愛媛県指令52港第522号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146の長浜港東岸壁に設置された金属鉄）は、北緯33度37分00秒、東経132度29分10秒の地点

①の地点は、基点から真北83度30分18秒67.24メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北74度23分43秒143.17メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北164度45分25秒9.55メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北254度23分44秒143.01メートルの地点

ウ 面積

1,365.94平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146から同町大字黒田617番89までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146の長浜港東岸壁に設置された金属鉄）は、北緯33度37分00秒、東経132度29分10秒の地点

Aの地点は、基点から真北127度56分10秒27.91メートルの地点

Bの地点は、Aの地点から真北344度23分14秒105.77メートルの地点

Cの地点は、Bの地点から真北55度37分14秒259.27メートルの地点

Dの地点は、Cの地点から真北164度23分14秒236.07メートルの地点

Eの地点は、Dの地点から真北254度18分24秒45.78メートルの地点

Fの地点は、Eの地点から真北259度35分43秒29.88メートルの地点

Gの地点は、Fの地点から真北255度53分29秒21.29メートルの地点

Hの地点は、Gの地点から真北263度32分16秒32.13メートルの地点

Iの地点は、Hの地点から真北271度35分10秒44.30メートルの地点

ウ 面積

44,253.54平方メートル

- 3 埋立地の用途

ふ頭用地

- 4 埋立免許年月日

平成16年3月16日

○愛媛県告示第595号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規

定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平簗 356 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 から同 241 番 5 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 9 点までを順次直線で結んだ線並びに 9 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( C . D . L . + 2 .10メートル ) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 ( 南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 地先の 2 号防波堤に設置された金属鈹 ) は、北緯 33 度 03 分 15 秒、東経 132 度 24 分 29 秒の地点

1 点は、基点から真北 254 度 45 分 37 秒 54 . 26 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 98 度 04 分 05 秒 17 . 66 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 211 度 50 分 15 秒 10 . 28 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 301 度 50 分 15 秒 0 . 60 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 211 度 50 分 15 秒 1 . 00 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 301 度 50 分 15 秒 4 . 00 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 211 度 50 分 15 秒 115 . 90 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 121 度 50 分 15 秒 4 . 00 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 211 度 50 分 15 秒 2 . 63 メートルの地点

ウ 面積

2 , 745 . 07 平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 から同 241 番 3 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から I 点までを順次直線で結んだ線及び I 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 ( 南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 地先の 2 号防波堤に設置された金属鈹 ) は、北緯 33 度 03 分 15 秒、東経 132 度 24 分 29 秒の地点

A 点は、基点から真北 144 度 47 分 51 秒 20 . 22 メート

ルの地点

B 点は、A 点から真北 211 度 50 分 15 秒 179 . 53 メートルの地点

C 点は、B 点から真北 301 度 50 分 15 秒 18 . 00 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 339 度 58 分 57 秒 19 . 00 メートルの地点

E 点は、D 点から真北 301 度 51 分 17 秒 26 . 85 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 13 度 37 分 11 秒 23 . 60 メートルの地点

G 点は、F 点から真北 23 度 16 分 53 秒 39 . 00 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 28 度 10 分 38 秒 37 . 80 メートルの地点

I 点は、H 点から真北 35 度 43 分 11 秒 34 . 20 メートルの地点

ウ 面積

11 , 033 . 39 平方メートル

- 3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約 2 , 730 平方メートル

水路用地 約 10 平方メートル

- 4 埋立免許年月日

平成 16 年 3 月 15 日

○愛媛県告示第 596 号

公有水面埋立法 ( 大正 10 年法律第 57 号 ) 第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成 16 年 3 月 26 日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平簗 356 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡内海村網代 350 番 2 から同 248 番 2 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 10 点までを順次直線で結んだ線並びに 10 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( C . D . L . + 2 .10メートル ) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 ( 南宇和郡内海村網代 350 番 2 地内の本谷物揚場に設置された金属鈹 ) は、北緯 33 度 02 分 12 秒、東経 132 度 24 分 18 秒の地点

1 点は、基点から真北 213 度 07 分 17 秒 2 . 61 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 199 度 23 分 59 秒 2 . 03 メートルの地点

3点は、2点から真北 289 度23分59秒3.86メートルの地点

4点は、3点から真北 199 度23分59秒 44.97メートルの地点

5点は、4点から真北 109 度23分59秒3.86メートルの地点

6点は、5点から真北 172 度07分04秒0.50メートルの地点

7点は、6点から真北 262 度07分04秒3.86メートルの地点

8点は、7点から真北 172 度07分04秒 65.49メートルの地点

9点は、8点から真北82度07分04秒3.86メートルの地点

10点は、9点から真北 172 度07分04秒3.53メートルの地点

ウ 面積

2,157.43平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡内海村網代 350 番 2 から同 248 番 2 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村網代 350 番 2 地内の本谷物揚場に設置された金属鈹）は、北緯33度02分12秒、東経132 度24分18秒の地点

A点は、基点から真北 351 度28分22秒7.43メートルの地点

B点は、A点から真北41度12分05秒 22.50メートルの地点

C点は、B点から真北 109 度23分05秒 34.50メートルの地点

D点は、C点から真北 199 度23分59秒 67.29メートルの地点

E点は、D点から真北 172 度07分03秒 88.30メートルの地点

F点は、E点から真北 262 度07分03秒 46.50メートルの地点

G点は、F点から真北 352 度07分03秒 19.00メートルの地点

H点は、G点から真北 262 度07分03秒 15.40メートルの地点

I点は、H点から真北 333 度59分31秒 27.91メートルの地点

J点は、I点から真北 345 度17分41秒 26.03メートルの地点

K点は、J点から真北 3 度58分50秒 48.50メートルの地点

L点は、K点から真北17度59分55秒 30.00メートルの地点

M点は、L点から真北35度43分19秒 19.00メートル

の地点

ウ 面積

10,936.23平方メートル

3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約 2,140平方メートル

水路用地 約20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成16年3月15日

○愛媛県告示第 597 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

御荘町

南宇和郡御荘町平城3063番地

代表者 町長 山下 英雄

南宇和郡御荘町中浦1151番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡御荘町平山 503 番 3 から同 526 番 2 までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から24点までを順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町平山 522 番地内に設置された金属鈹）は、北緯32度58分21秒、東経 132 度32分02秒の地点

1点は、基点から真北 127 度46分19秒 78.87メートルの地点

2点は、1点から真北 160 度11分00秒 25.01メートルの地点

3点は、2点から真北 303 度34分28秒 15.08メートルの地点

4点は、3点から真北33度34分28秒3.10メートルの地点

5点は、4点から真北 303 度34分28秒 40.25メートルの地点

6点は、5点から真北 213 度34分28秒3.10メートルの地点

7点は、6点から真北 318 度07分47秒8.90メートルの地点

8点は、7点から真北48度07分47秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北 318 度07分47秒2.20メートルの地点

10点は、9点から真北 228 度07分47秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北 318 度07分47秒 13.65メートルの地点

12点は、11点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

13点は、12点から真北 318 度07分47秒0.50メートルの地点

14点は、13点から真北 228 度07分47秒0.20メートルの地点

15点は、14点から真北 318 度07分47秒 23.50メートルの地点

16点は、15点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

17点は、16点から真北 318 度07分47秒0.50メートルの地点

18点は、17点から真北 228 度07分47秒0.20メートルの地点

19点は、18点から真北 318 度07分47秒 23.50メートルの地点

20点は、19点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

21点は、20点から真北 318 度07分47秒0.50メートルの地点

22点は、21点から真北 228 度07分47秒0.20メートルの地点

23点は、22点から真北 318 度07分47秒 13.75メートルの地点

24点は、23点から真北 8 度07分47秒 16.93メートルの地点

#### ウ 面積

1,609.55平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

南宇和郡御荘町平山 503 番 4 から同 526 番 2 までの地先公有水面及び陸域

##### イ 区域

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びにK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町平山 522 番地内に設置された金属鈹）は、北緯32度58分21秒、東経 132 度32分02秒の地点

A点は、基点から真北 127 度46分19秒 78.87メートルの地点

B点は、A点から真北 160 度11分00秒 25.01メートルの地点

C点は、B点から真北 213 度34分49秒 50.00メートルの地点

D点は、C点から真北 303 度34分49秒 61.71メートルの地点

E点は、D点から真北 318 度08分08秒123.00メートルの地点

F点は、E点から真北 8 度07分47秒 46.19メートルの地点

G点は、F点から真北98度07分47秒 50.00メートル

の地点

H点は、G点から真北 160 度38分55秒 22.57メートルの地点

I点は、H点から真北 139 度02分47秒 73.29メートルの地点

J点は、I点から真北42度00分44秒 13.38メートルの地点

K点は、J点から真北 128 度55分10秒 37.12メートルの地点

#### ウ 面積

11,958.45平方メートル

#### 3 埋立地の用途

漁港施設用地

#### 4 埋立免許年月日

平成16年3月18日

#### ○愛媛県告示第 598 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 市長 石橋 寛久

宇和島市寿町2丁目5番1号

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

宇和島市蔭淵2615番から同2790番地先までの公有水面

##### (2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市蔭淵2613番地先に設置の標柱）は、北緯33度11分06秒、東経 132 度24分06秒の地点

1点は、基点から真北 250 度00分00秒 10.30メートルの地点

2点は、1点から真北 195 度00分00秒 22.00メートルの地点

3点は、2点から真北 285 度00分00秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北 195 度00分00秒2.50メートルの地点

5点は、4点から真北 105 度00分00秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北 195 度00分00秒 40.50メートルの地点

7 点は、6 点から真北 105 度00分00秒 28.70 メートル  
の地点  
8 点は、7 点から真北 195 度00分00秒 10.00 メートル  
の地点  
9 点は、8 点から真北 105 度00分00秒3.30メートルの  
地点  
10 点は、9 点から真北 195 度00分00秒 20.00 メートル  
の地点

11 点は、10 点から真北 285 度00分00秒 50.40 メートル  
の地点  
(3) 面積  
2,716.11平方メートル  
3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成3年3月28日 愛媛県指令河第207号  
4 しゅん功認可年月日  
平成16年3月26日

○愛媛県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙211番11から 同字乙211番12まで	旧	メートル 15.0~21.5	キロメートル 0.067	
			新	21.5~33.0	0.067	

○愛媛県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙211番11から 同字乙211番12まで	平成16年3月26日

○愛媛県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字大谷乙186番5から 同市黒瀬字向乙192番2まで	平成16年3月26日

○愛媛県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上分三島線	伊予三島市下柏町字槌カ内38番 1	旧	メートル 7.0～10.0	キロメートル 0.013	
			新	10.0～12.0	0.013	

## ○愛媛県告示第 603 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	伊予三島市寒川町寒川山乙254番30から 同町寒川山乙254番41まで	平成16年 3月26日
"	"	伊予三島市寒川町寒川山乙254番22から 同市具定町字重石乙66番11まで	"
県 道	上分三島線	伊予三島市下柏町字槌カ内38番 1	"

## ○愛媛県告示第 604 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	宇摩郡新宮村大字新宮874番から 同大字869番まで	旧	メートル 4.0～ 6.8	キロメートル 0.092	
			新	11.4～16.4	0.092	
"	上猿田三島線	伊予三島市富郷町津根山字ワキノ山乙130番22から 同字乙130番 9 まで	旧	5.5～18.5	0.335	
			新	10.5～24.5	0.335	
"	"	伊予三島市富郷町津根山字谷ガ内乙131番 5 から 同町津根山字ワキノ山乙130番 1 まで	旧	5.0～ 9.0	0.127	
			新	5.0～52.5	0.123	
"	三島川之江港線	伊予三島市村松町字富光増縄 1 番 1 から 同字 1 番 3 まで	旧	14.0～30.0	0.117	
			新	25.8～34.8	0.117	

## ○愛媛県告示第 605 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	宇摩郡新宮村大字新宮874番から 同大字869番まで	平成16年3月26日
"	上猿田三島線	伊予三島市富郷町津根山字ワキノ山乙130番22から 同字乙130番9まで	"
"	三島川之江港線	伊予三島市村松町字富光増縄1番1から 同字1番3まで	"

## ○愛媛県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布217番9から 同市周布207番10まで	平成16年3月26日
"	"	東予市周布626番6から 同市周布680番7まで	"
"	"	東予市周布727番15	"

## ○愛媛県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市久万ノ台531番7地先から 同市久万ノ台560番4地先まで	平成16年3月26日

## ○愛媛県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予市両澤字向山乙74番9から 同字乙70番4まで	旧	メートル 6.0~18.7	キロメートル 0.307	
			新	8.7~32.3	0.307	

## ○愛媛県告示第 609 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予市両澤字向山乙74番 9 から 同字乙70番 4 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 610 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2892番 1 地先	旧	メートル 5.6～18.0	キロメートル 0.079	
			新	6.4～24.2	0.079	

## ○愛媛県告示第 611 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2892番 1 地先	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 612 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡広田村玉谷1243番 2 から 同村玉谷998番 2 まで	旧	メートル 5.0～ 9.0	キロメートル 0.298	
			新	8.6～45.8	0.268	

## ○愛媛県告示第 613 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡広田村玉谷1244番 2 から 同村玉谷1245番 7 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 614 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	伊予郡中山町大字出淵 5 番耕地858番地先から 同大字 9 番耕地181番 4 まで	旧	メートル 4.8~11.2	キロメートル 0.245	
			新	9.3~43.7	0.242	

## ○愛媛県告示第 615 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	伊予郡中山町大字出淵 9 番耕地181番 2 から 同大字 9 番耕地181番 4 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 616 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷 6 号594番 4 から 同大字 6 号595番 4 まで	旧	メートル 5.6~10.2	キロメートル 0.056	
			新	9.4~16.3	0.056	

## ○愛媛県告示第 617 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷 6 号594番 4 から 同大字 6 号595番 4 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 618 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	伊予郡双海町大字串字三ツ田甲1670番地先から 同字甲1670番まで	旧	メートル 10.2～14.5	キロメートル 0.022	
			新	10.8～15.2	0.022	
"	"	伊予郡双海町大字串字ウネ乙1850番 6	旧	38.0～61.4	0.025	
			新	38.0～64.1	0.025	
"	"	伊予郡双海町大字串字本谷乙1847番 3	旧	6.0～ 6.3	0.006	
			新	9.0	0.006	

## ○愛媛県告示第 619 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	伊予郡双海町大字串字三ツ田甲1670番から 同大字字法師ノ大上甲1672番まで	平成16年3月26日
"	"	伊予郡双海町大字串字本谷乙1847番 3	"

## ○愛媛県告示第 620 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町字津字中通乙1579番 5 から 同町字津字出来地甲1200番 4 まで	旧	メートル 4.8～ 7.3	キロメートル 0.175	
			新	9.3～14.6	0.175	

## ○愛媛県告示第 621 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町字津字中通乙1579番 5 から 同町字津字出来地甲1200番 4 まで	平成16年3月26日

## ○愛媛県告示第 622 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市森山字古屋乙454番 2 から 同市森山字老谷乙452番 4 まで	旧	メートル 4.8～18.5	キロメートル 0.240	
			新	22.5～47.0	0.240	

## ○愛媛県告示第 623 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市森山字古屋乙454番 2 から 同市森山字老谷乙452番 4 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 624 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂丙16番 6	旧	メートル 4.1～ 9.5	キロメートル 0.039	
			新	4.9～11.8	0.039	

## ○愛媛県告示第 625 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂丙16番 6	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 626 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4986番2から 同町石畳4644番3まで	旧	メートル 4.1～7.6	キロメートル 0.296	
			新	9.4～22.0	0.296	

## ○愛媛県告示第 627 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4986番2から 同町石畳4644番3まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 628 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1629番5	旧	メートル 3.0～12.1	キロメートル 0.088	
			新	12.2～27.0	0.082	

## ○愛媛県告示第 629 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1629番5	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 630 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中1558番2から 同町川中1562番2まで	旧	メートル 4.5～24.1	キロメートル 0.078	
			新	13.1～26.0	0.078	

## ○愛媛県告示第 631 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中1558番 2 から 同町川中1562番 2 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 632 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4630番地先から 同町石畳4617番まで	旧	メートル 5.8 ~ 9.2	キロメートル 0.094	
			新	9.4 ~ 12.0	0.094	

## ○愛媛県告示第 633 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4630番地先から 同町石畳4617番まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 634 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海甲421番 3 から 同大字甲411番 3 まで	旧	メートル 4.1 ~ 5.9 10.6 ~ 24.0	キロメートル 0.264 0.246	
			新	10.6 ~ 24.0	0.246	

## ○愛媛県告示第 635 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	喜多郡肱川町大字中津1369番 2	旧	メートル 4 5～12.0	キロメートル 0.077	
			新	15.1～30.2	0.077	

## ○愛媛県告示第 636 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	喜多郡肱川町大字中津1369番 2	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 637 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷310番 4 から 同大字308番 2 まで	旧	メートル 6 4～10.8	キロメートル 0.108	
			新	7.0～15.2	0.108	

## ○愛媛県告示第 638 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷310番 4 から 同大字308番 2 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 639 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字横山635番 3	旧	メートル 10 4～24.6	キロメートル 0.083	
			新	14.6～29.0	0.083	

## ○愛媛県告示第 640 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字横山635番 3	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 641 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡三崎町松595番 2 から 同町松514番 2 まで	旧	メートル 3.0~15.5 7.5~19.0	キロメートル 0.179 0.194	
			新	7.5~19.0	0.194	

## ○愛媛県告示第 642 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字松溪 1号1363番 3 から 同大字 1号1372番 2 まで	平成16年 3月26日

## ○愛媛県告示第 643 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字野村16号31番から 同大字17号 7 番 1 まで	旧	メートル 5.8~24.8	キロメートル 0.240	
			新	13.6~55.0	0.240	

## ○愛媛県告示第 644 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	東宇和郡野村町大字予子林5727番 2 から 同大字5894番 2 まで	旧	メートル 4.7~15.7	キロメートル 0.215	
			新	11.3~18.4	0.220	
"	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字予子林7043番 4	旧	13.8~25.3	0.023	
			新	22.6~51.0	0.023	

## ○愛媛県告示第 645 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	東宇和郡野村町大字予子林5770番 2 から 同大字5903番 2 まで	平成16年 3月26日
"	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字予子林7043番 4	"

## ○愛媛県告示第 646 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	日向谷高野子線	東宇和郡城川町大字高野子290番 2 地先から 同大字76番 2 地先まで 及 び 東宇和郡城川町大字高野子290番から 同大字4266番 1 まで	旧	メートル 1.5~ 8.5	キロメートル 0.586	
			新	10.0~44.0	0.233	
		東宇和郡城川町大字高野子290番から 同大字4266番 1 まで	新	10.0~44.0	0.233	

## ○愛媛県告示第 647 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔣淵下波線	宇和島市下波2033番 2 から 同市下波2053番 2 まで	旧	メートル 6.4~16.4	キロメートル 0.104	
			新	10.2~41.0	0.104	

## ○愛媛県告示第 648 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔭淵下波線	宇和島市下波2033番2 から 同市下波2053番2 まで	平成16年 3月26日

○愛媛県告示第 649 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉919番2 地先から 同町満倉905番2 地先まで	旧	メートル 4.8~15.0 13.4~18.5	キロメートル 0.077 0.060	
			新	13.4~18.5	0.060	

○愛媛県告示第 650 号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、大洲市東若宮土地区画整理組合理事長玉木宗三郎から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 土地区画整理事業の名称

大洲市東若宮地区土地区画整理事業

2 施行区域

大洲市東大洲及び若宮字ミツコシ、字キタカハラサキ、字キタミツコシ、字ミナミシブクサの各一部

3 換地処分年月日

平成16年 3月 3 日

○愛媛県告示第 651 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第51号 平成16年 3月12日	伊予郡松前町大字永田字松ノ隣298番12	伊予郡松前町筒井612番地2 サンフラワー5号 向 井 三 奈
15松局伊土検（開）第52号 平成16年 3月15日	伊予郡松前町大字永田字宮ノ前228番5 及び228番6	松山市南江戸二丁目4番24号 灘 岡 好 雄 灘 岡 真 理
15松局伊土検（開）第53号 平成16年 3月15日	伊予郡松前町大字筒井字城新田1416番1、1416番2、1426番1 及び1426番1 地先水路	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社 ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義
15松局建（開）第30号 平成16年 3月16日	北条市下難波字大新開甲103番2、甲104番1、甲105番1、甲106番、甲107番、甲108番及び甲109番並びに同市下難波字井方甲113番1、甲114番1、甲115番1、甲116番1、甲117番1、甲118番1、甲120番1、甲207番1、甲208番1、甲209番1 及び甲210番1	東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号 株式会社 ダイナム 代表取締役 佐 藤 公 平

○愛媛県告示第 652 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称

東予広域都市計画道路事業

3・4・4 西町中村線

2 施行者の名称

愛媛県

- 3 事務所の所在地  
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新居浜市本郷一丁目及び本郷三丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
八幡浜市大字五反田1番耕地33番及び58番
- 2 申請人の住所氏名  
八幡浜市産業通3番3号  
株式会社大任建設  
代表取締役 鈴木 欽次郎
- 3 図面省略

○愛媛県告示第653号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年3月18日	特定非営利活動法人 パステルくらぶ	白川京子	愛媛県上浮穴郡久万町大字菅生 2番耕地468番地	この法人は、障害を持った者が健やかに地域社会で暮らせるよう社会の理解と支援を得るための地域社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等について

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の26第2項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求(以下「申請等」という。)並びに法第27条の28及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)第20条第2項の規定による再審査の申立て(以下「申立て」という。)の時期及び方法等を次のとおり定めた。

なお、法第27条の24第1項の規定による経営状況分析の申請の時期及び方法等については、省令第19条の2第1項の規定により、登録経営状況分析機関(法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関をいう。)が定めるところによる。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請等の時期  
知事があらかじめ個別に指定した日時
- 2 申請等の方法  
経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領(以下「申請要領」という。)に基づき随時申込みを行い、あらかじめ指定を受けた日時及び場所に申請等に係る書類(以下「申請書類等」という。)を持参すること。郵送による申請等は受け付けない。
- 3 申請用紙等の請求先  
社団法人愛媛県建設業協会の本部又は各支部

4 申請書類等

(1) 提出書類

ア 経営規模等評価の申請を行う場合

(ア) 経営規模等評価申請書(省令別記様式第25号の11によるもの)

(イ) 工事経歴書(省令別記様式第2号の2によるもの)(省令第19条の8第2項の規定により添付を省略できる場合は、不要)

(ウ) その他申請要領に定める書類

イ 総合評定値の請求を行う場合

(ア) 総合評定値請求書(省令別記様式第25号の11によるもの)

(イ) 経営状況分析結果通知書(省令別記様式第25号の10によるもの)

(2) 提示書類

申請要領に定める書類

5 手数料

(1) 金額

ア 経営規模等評価手数料

8,100円に評価を受けようとする建設業1種類につき2,300円として計算した額を加算した額

イ 総合評定値請求手数料

400円に通知を受けようとする建設業1種類につき200円として計算した額を加算した額

(2) 納入方法

愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。

6 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

書面により申請者へ通知する。

7 申立ての時期及び方法等

(1) 申立ての時期

ア 経営規模等評価の結果について異議がある場合、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内

イ 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているとき（以下「経営規模等評価の方法等が改正された場合」という。）当該改正の日から120日以内

(2) 申立ての方法

経営規模等評価の申請を行った地方機関に、申立てに必要な書類を持参すること。郵送による申立ては受け付けない。

(3) 申立てに必要な書類

ア 経営規模等評価の結果について異議がある場合

(ア) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第25号の11によるもの）

(イ) 申立てに係る経営規模等評価結果通知書（省令別記様式第25号の12によるもの）の写し

(ウ) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けている場合にあっては、申立てに係る総合評定値通知書（省令別記様式第25号の12によるもの）の写し

(エ) 異議のある審査項目について、その事実の確認に必要な書類

イ 経営規模等評価の方法等が改正された場合

(ア) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第25号の11によるもの）

(イ) 申立てに係る経営規模等評価結果通知書（省令別記様式第25号の12によるもの）の写し

(ウ) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けている場合にあっては、申立てに係る総合評定値通知書（省令別記様式第25号の12によるもの）の写し

(4) 手数料

徴収しない。

(5) 再審査に係る経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

書面により申請者へ通知する。

8 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号(089)941 2111

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次  
愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第30号（その4）納入通知書（兼領収書）中

「

衣服貸与料	衛生材料費	人間ドック	を
-------	-------	-------	---

」

「

衣服等貸与料	分娩衛生材料費	人間ドック等	に、
--------	---------	--------	----

」

「

電気器具使用料	を	電気器具使用料	その他
.....		.....	.....
.....		.....	.....

」

に改め、同様式

第30号（その4）領収済通知書中

「

衣服貸与料	衛生材料費	人間ドック	を
-------	-------	-------	---

」

「

衣服等貸与料	分娩衛生材料費	人間ドック等	に、
--------	---------	--------	----

」

「

電気器具使用料	を	電気器具使用料	その他
.....		.....	.....
.....		.....	.....

」

に改め、同様式

第30号（その4）納入通知書原符中

「

衣服貸与料	衛生材料費	人間ドック	を
-------	-------	-------	---

」

「

衣服等貸与料	分娩衛生材料費	人間ドック等	に、
--------	---------	--------	----

」

「

電気器具使用料	を	電気器具使用料	その他
.....		.....	.....
.....		.....	.....

」

に改める。

」  
」（愛媛県立病院料金規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1 診断書料の項金額の欄中「1,780円」を「2,100円」に、「2,620円」を「2,940円」に改め、同表人間ドックの項同欄中「43,050円」を「40,950円」に、「60,900円」を「53,550円」に改め、同表脳ドックの項同欄中「40,760円」を「40,820円」に、「30,750円」を「31,260円」に改め、同表骨塩量検査料の項同欄中「8,960円」を「8,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

乳がん検診料	1回	10,800円 （人間ドックと併せて受ける場合にあつては、6,070円）
--------	----	---

別表第1 衛生材料費の項名称の欄中「衛生材料費」を「分娩衛生材料費」に改め、同項金額の欄中「5,800円」を「5,200円」に改め、同表人工妊娠中絶料の項同欄中「78,750円」を「85,050円」に改め、同表避妊器具挿入料の項同欄中「40,950円」を「43,050円」に改め、同表避妊器具除去料の項同欄中「9,550円」を「9,870円」に改め、同表妊産婦定期診察料の項同欄中「4,500円」を「4,700円」に、「4,720円」を「4,930円」に改め、同表衣服貸与料の項を次のように改める。

衣服等貸与料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	おむつ等	1日	750円
		肌着	1日	180円
	上記以外のもの	おむつ等	1日	780円
		肌着	1日	180円

別表第1 人工授精料の項金額の欄中「6,510円」を「6,400円」に改め、同表体外受精料の項同欄中「44,310円」を「40,210円」に、「31,080円」を「28,450円」に、「29,290円」を「25,510円」に、「7,560円」を「7,770円」に改め、同表習慣流産免疫療法料の項同欄中「22,150円」を「23,520円」に改め、同表エックス線フィルム複製料の項同欄中「570円」を「540円」に、「430円」を「450円」に、「350円」を「300円」に、「270円」を「260円」に改める。

別表第2 金額の欄を次のように改める。

金 額
33,480円
32,370円
32,870円
31,960円
30,790円
30,770円
10,290円
12,020円
16,620円

16,200円
14,960円
14,460円
107,880円
92,690円
77,760円
56,640円
3,240円
7,600円
7,510円
9,250円
10,710円
17,960円
17,130円
14,190円
15,440円
15,230円
14,850円
62,720円
62,800円
58,260円
69,530円
68,700円
65,240円
75,450円
74,630円
78,000円
70,910円
71,550円
72,850円
72,030円
68,830円
75,610円
74,790円
71,340円
73,180円
72,360円
68,960円
75,380円
74,560円
70,800円
79,860円
66,200円
65,380円
61,790円
75,380円
74,560円
76,490円
71,120円
71,250円
61,400円
60,570円
56,880円
75,230円
74,410円
79,780円
70,620円
73,830円
321,650円

307,740 円
200,060 円
287,440 円
274,340 円
259,810 円
189,200 円
239,500 円
228,440 円
213,910 円
178,590 円
206,230 円
181,850 円
167,630 円
161,210 円
159,490 円
179,320 円
144,540 円
127,360 円
32,140 円
191,330 円
153,490 円
120,470 円
29,960 円
28,320 円
24,590 円
24,100 円
21,980 円
18,650 円
16,140 円
15,730 円
13,950 円
11,190 円
19,930 円
19,520 円
18,280 円
90,940 円
85,400 円
87,490 円
83,230 円
20,270 円
21,470 円

別表第3を削る。

別表第4室料差額の部愛媛県立中央病院の項1日1病床の金額の欄中「3,000円」を「3,500円」に、「3,150円」を「3,670円」に改め、同部愛媛県立今治病院の項同欄中「5,500円」を「6,000円」に、「5,770円」を「6,300円」に改め、同表を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の愛媛県立病院料金規程(以下「改正後の管理規程」という。)別表第1人間ドックの項の規定は、この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に通院を始め、又は入院して受ける人間ドッ

クに係る料金について適用し、施行日前に通院を始め、又は入院して受ける人間ドックに係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の管理規程別表第3の規定は、施行日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、施行日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。

#### ◇愛媛県報の購読申込み受付について◇

平成16年度に愛媛県報の購読を希望される方は、別記様式により、

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部管理局私学文書課

あてにお申込み下さい。

なお、別記様式は、愛媛県庁ホームページの「申請書等電子配布サービス」からもダウンロード出来ます。

購読料は、1部につき1箇月1,750円、1箇年21,000円(送料含む。)です。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別記様式

## 愛 媛 県 報 購 読 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

愛媛県報を購読したく、次のとおり申し込みます。

購 読 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 分 月
部 数	部	
購 読 料	¥	

